

Q&A 被扶養者からはずれるときの手続き！

けんぽだより前号(NO.69)被扶養者認定 Q & A にて被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは、5日以内に事業所経由で健保組合に「被扶養者(異動)届」を提出していただくことになっていると説明いたしましたが、今号では特に雇用保険失業給付受給開始の際の手続きについて掲載いたします。

失業給付を受けるときは、「被扶養者(異動)届」を提出して下さい

妻(夫・子供・父母)などが勤務先を退職され雇用保険の支給が開始されるまでの期間は、扶養申請をすれば被扶養者として認定されますが、その後、雇用保険の受給を開始した際には「被扶養者(異動)届」により扶養者からはずす手続きをする必要があります。(扶養申請の際、「雇用保険失業給付受給に伴う誓約書」に署名・押印いただいています。)

届けを忘れて受診したときは健保負担分を返還請求します

しかし、この手続きを忘れている方が多く、健保組合でも大変困っています。

時間が経過してからの申請となると、申請者はもとより関係方面にも多大な負担と迷惑がかかることとなります。

その一つに診療報酬費の返還があります。健保組合の扶養者からはずす手続きをされないまま医療機関に受診した場合、すでに健保組合が負担している医療費の返還請求を被保険者に行います。

99万円、返還していただいた例もあります

昨年度一年間で、46件約1,180,000円の返還請求を行いました。今年度は6月末現在で、26件約860,000円となっています。過去に、医療費・高額療養費・付加給付金等合計で987,000円返還していただいた例もあります。「知らなかった」「忘れていた」ではすまされません。

「雇用保険失業給付受給に伴う誓約書」は、内容を確認の上署名及び押印されていますか？

雇用保険を受給開始しているのに手続きをお忘れではありませんか？

健保組合から返還請求がなくなるよう、申請手続きを遅滞なく行っていただくようお願いいたします。

